

国立大学法人東京医科歯科大学再任用職員就業規則

〔平成16年 4月 1日〕
規則 第 5 3 号

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第3条の規定に基づき、職員就業規則第21条の規定により採用される職員（以下「再任用職員」という。）の就業について定めることを目的とする。

（遵守遂行）

第2条 国立大学法人東京医科歯科大学及び再任用職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 再任用・任期

（再任用）

第3条 学長は、職員就業規則第21条に規定する者について、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、再任用することができる。

2 前項の規定による再任用及び次条第1項の規定による任期の更新をする場合には、労働条件を明らかにした労働条件通知書を交付するものとする。

（任期の更新）

第4条 学長は、前条の規定による任期又は本条の規定により更新された任期を、再任用職員としての勤務実績が良好である場合に限り、1年を超えない範囲内で更新することができるものとする。

2 学長は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ再任用職員の同意を得なければならない。

3 前項の同意は、原則として書面をもって行うものとする。ただし、更新前の適切な時期に行う意向調査等、何らかの形により再任用職員が任期の更新を希望する旨を確認することをもってこれに代えることができる。

（任期の末日）

第5条 前2条の規定による任期の末日は、再任用職員が満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する年齢について、特別支給の退職共済年金の支給開始年齢の段階的引き上げに対応するため、次表のとおり経過措置を講ずる。

期 間	年 齢
平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	満62歳
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	満63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	満64歳

第3章 労働

(所定労働時間)

第6条 フルタイム勤務職員(再任用職員のうち、常時勤務を要する職をいう。以下同じ。)の所定労働時間は、学長が別に定める日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間当たり40時間とし、1日につき8時間とする。

- 2 短時間勤務職員(再任用職員のうち、職員の1週間あたりの通常の労働時間が、常時勤務を要する職員でその職務が当該短時間勤務の職員と同種のもの占める職員の通常の労働時間に比し短い時間であるものをいう。以下同じ。)の所定労働時間は、学長が別に定める日を起算日として、4週間ごとに平均して1週間当たり16時間から32時間の範囲内とし、1日につき8時間以内とする。

(始業及び終業の時刻)

第7条 フルタイム勤務職員の勤務の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業 午前8時30分
(2) 終業 午後5時15分

- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、業務の都合上必要があると認める場合において、始業及び終業の時刻を変更することができる。
3 短時間勤務職員の勤務の始業及び終業の時刻は、必要に応じ個別に定めるものとする。

(休憩)

第8条 フルタイム勤務職員の休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとする。

- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、業務の都合上必要があると認める場合において、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第34条第1項の規定に基づき、休憩の開始時刻を変更することができる。
3 短時間勤務職員の休憩時間は、労基法第34条第1項の規定に基づき、個別に定めるものとする。

(週休日)

第9条 フルタイム勤務職員の週休日(労働時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)は、4週間に4日以上置くものとし、学長が別に定める日を起算日とした8週間ごとの期間につき

16日とする。

- 2 短時間勤務職員の週休日は、4週間に4日以上置くものとし、学長が別に定める日を起算日とした8週間ごとの期間につき16日以上とする。
- 3 学長は、前2項の期間につき第6条各項に規定する労働時間となるように週休日を割り振らなければならない。

(週休日の振替)

- 第10条 学長は、フルタイム勤務職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、労働時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた労働時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。
- 2 学長は、短時間勤務職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた労働時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。
 - 3 学長は、前2項の週休日の振替を行った後において、所定労働時間が第6条各項に規定する労働時間を超えてはならない。

(休日)

- 第11条 再任用職員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、所定の労働時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)についても、同様とする。

(休日の代休日)

- 第12条 学長は、再任用職員に前条に規定する休日について特に勤務することを命じた場合には、労働することを命じた休日の翌日から4週間以内に休日を与えるものとする。

(時間外及び休日労働)

- 第13条 業務のため必要がある場合は、第6条から前条までの規定にかかわらず、所定労働時間を超える労働又は所定休日における労働を命ずることがある。この場合において、法定労働時間(労基法第32条から第32条の4までの労働時間をいう。以下同じ。)を超える労働又は法定休日(労基法第35条の休日をいう。以下同じ。)における労働については、本学は職員の過半数を代表する者と労基法第36条第1項の時間外及び休日の労働に関する協定を締結し、これを、あらかじめ所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

(時間外労働における休憩時間)

- 第14条 前条の規定により時間外労働を命ずる場合に、1日の労働時間が8時間を超えるとときは、1時間の休憩時間を労働時間の途中に置くものとする。

(休暇)

第15条 フルタイム勤務職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とし、国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第43号。以下「職員労働時間規則」という。）第15条第2項から第22条までの規定を準用する。

- 2 短時間勤務職員の有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。
- 3 短時間勤務職員の年次有給休暇については、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、その者の当該年における在職期間に応じ、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの労働時間数が同一である短時間勤務職員にあっては別表第1の下欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とし、上記以外の短時間勤務職員にあっては別表第2の下欄に掲げる1週間当たりの勤務日の区分ごとに定める日数とする。
- 4 前項の年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 5 短時間勤務職員の年次有給休暇は、1日を単位とする。
- 6 第2項から前項までに規定するものを除くほか、短時間勤務職員の休暇については、職員労働時間規則第20条から第22条までの規定を準用する。

第4章 給 与

（本給の決定）

- 第16条 フルタイム勤務職員の本給月額は、その者に適用される別表第3の本給表に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 短時間勤務職員の本給月額は、前項の規定の例による本給月額に、第6条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの労働時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇 格）

第17条 再任用職員は、昇格しないものとする。

（諸手当）

第18条 再任用職員に支給される手当は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本給の調整額
- (2) 管理職手当
- (3) 調整手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外労働手当
- (6) 休日給
- (7) 夜勤手当
- (8) 期末手当
- (9) 勤勉手当

(フルタイム勤務職員の諸手当)

第19条 フルタイム勤務職員に対する前条に定める諸手当の支給に関しては、前条及び次の各号に掲げるものを除き、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則(平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。)に規定する常勤職員の例によるものとする。

- (1) 期末手当の期別支給割合は、6月期にあつては0.75月分、12月期にあつては0.85月分(職員給与規則第29条第2項に規定する特定幹部職員(以下「特定幹部職員」という。)においては6月期にあつては、0.65月分、12月期にあつては、0.75月分)とする。
- (2) 勤勉手当の期別支給割合は、6月期にあつては0.35月分、12月期にあつては0.4月分(特定幹部職員においては、6月期にあつては0.45月分、12月期にあつては0.5月分)とする。
- (3) 期末手当の額又は勤勉手当の額は、期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額にそれぞれ前2号の期別支給割合及び職員給与規則第29条第2項又は同規則第30条第2項の例による割合を乗じて得た額とする。
- (4) 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され又は死亡した日現在)においてフルタイム勤務職員が受けるべき本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額とする。ただし、職員給与規則第29条第4項及び第30条第4項の加算を受ける者にあつては、同項による額を期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とする。

(短時間勤務職員の諸手当)

第20条 短時間勤務職員に対する、第16条に定める諸手当の支給に関しては、次の各号に掲げるものを除き、職員給与規則に規定する常勤職員の例によるものとする。

- (1) 通勤手当について職員給与規則第17条第1項第2号に該当する短時間勤務職員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が、10回に満たない短時間勤務職員に対する通勤手当の月額は、通常の場合の月額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。
- (2) 時間外労働手当の支給割合は、所定の労働時間が割り振られた日(休日給が支給される日を除く。)における所定の労働時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の労働時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、100分の100(深夜の場合は100分の125)とする。
- (3) 期末手当の期別支給割合は、6月期にあつては0.75月分、12月期にあつては0.85月分(特定幹部職員においては6月期にあつては、0.65月分、12月期にあつては、0.75月分)とする。
- (4) 勤勉手当の期別支給割合は、6月期にあつては0.35月分、12月期にあつては0.4月分(特定幹部職員においては、6月期にあつては0.45月分、12月期にあつては0.5月分)とする。
- (5) 期末手当の額又は勤勉手当の額は、期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額にそれ

ぞれ前2号の期別支給割合及び職員給与規則第29条第2項又は同規則第30条第2項の例による割合を乗じて得た額とする。

- (6) 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され又は死亡した日現在)において短時間勤務職員が受けるべき本給の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額とする。ただし、職員給与規則第29条第4項及び第30条第4項の加算を受ける者には、同項による額を期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とする。

(給与の支払等)

第21条 この規則による給与の支払等に関しては、職員給与規則の例による。

第5章 その他

(退職手当の不支給)

第22条 再任用職員には、退職手当を支給しない。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月30日規則第23号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第4号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1(第13条関係)

在職期間		1月を	2月を	3月を	4月を	5月を	6月を	7月を	8月を	9月を	10月	11月	
		1月に達するまでの期間	2月に達するまでの期間	3月に達するまでの期間	4月に達するまでの期間	5月に達するまでの期間	6月に達するまでの期間	7月に達するまでの期間	8月に達するまでの期間	9月に達するまでの期間	10月に達するまでの期間	11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間
1週間の勤務日の日数	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第2(第13条関係)

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間
1週間当たりの労働時間	31時間を超え32時間以下	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	30時間を超え31時間以下	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	12日	13日	14日	16日
	29時間を超え30時間以下	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	15日
	28時間を超え29時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	10日	11日	12日	13日	15日
	27時間を超え28時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	14日
	26時間を超え27時間以下	1日	2日	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	14日
	25時間を超え26時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	24時間を超え25時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日
	23時間を超え24時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
22時間を超え23時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	

21 時間を超え 22 時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
20 時間を超え 21 時間以下	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
19 時間を超え 20 時間以下	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	8日	9日	10日
18 時間を超え 19 時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日
17 時間を超え 18 時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	8日	9日
16 時間を超え 17 時間以下	1日	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日
16 時間	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第3(第14条関係)

イ. 再任用一般職員本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
本給月額	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000
職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
本給月額	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

ロ. 再任用一般職員本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
本給月額	192,700	204,200	226,400	247,700	279,700

ハ. 再任用医療職員本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
本給月額	187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200
職務の級	7級	8級				
本給月額	373,100	436,600				

二. 再任用医療職員本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
本給月額	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700
職務の級	7級					
本給月額	379,200					

ホ. 再任用教育職員本給表(一)

職務の級	1級
本給月額	238,800

へ. 再任用教育職員本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級
本給月額	251,400	298,800	317,300